

地球温暖化対策部会での調査審議の概要について

1 計画策定の趣旨

近年発生している異常気象は、地球温暖化による気候変動の影響とも指摘されており、これに対処し被害を回避・軽減するため、平成30年12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、道において、地域における「適応」に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。

2 調査審議に係る経過

- R1.5.8 計画策定について北海道環境審議会に諮問、地球温暖化対策部会へ調査審議を付託
- R1.7.24 地球温暖化対策部会において調査審議し、計画の部会案を取りまとめ

3 取りまとめに当たっての考え方

平成30年9月に策定した道の「北海道における気候変動の影響への適応方針」を基に、計画策定に係る標準的な手順等を示した国の「地域気候変動適応計画策定マニュアル」に記載されている構成内容（項目）に照らし検討、取りまとめを行った。

4 計画（部会案）の概要等

(1) 構成

章	項目
【第1章】 計画策定の背景、趣旨等	○気候変動の影響への「適応」の定義 ○気候変動に関する国内外の動き ○計画策定の趣旨、位置付け、 <u>計画期間</u>
【第2章】 本道の地域特性	○地理的特性 ○経済及び産業的特性 ○社会的特性
【第3章】 気候の長期変化と将来見通し	○気候の長期変化(これまでの変化) ○気候変化の将来見通し
【第4章】 気候変動による影響	○国による影響評価結果 ○本道において予測される影響等
【第5章】 適応に関する既存施策等	○庁内関係部局において実施している施策等
【第6章】 影響評価の考え方	○重点的に取り組む分野の選定 (「自然環境」、「産業」、「自然災害」、「生活・健康」の4分野)
【第7章】 適応の推進方策	○取組の推進に関する基本方向 <ul style="list-style-type: none"> ・重点的に取り組む分野における「取組の視点」及び「主な施策」 ・実施体制(庁内組織、<u>地域気候変動適応センター</u>等) など ○各主体(道、事業者、道民、市町村)の役割 ○計画の進捗管理

※太線箇所：適応方針に今回追加した項目

(2) 追加項目等に係る考え方（主なもの）

章	項目	考え方
全般的事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ○掲載データについて、最新のものに時点修正 ○用語の統一、文言の整理
【第1章】 計画策定の背景、趣旨等	気候変動に関する国内外の動き (P. 3~P. 5)	<ul style="list-style-type: none"> ○適応方針策定後の状況を追加 (IPCC「1.5℃特別報告書」の公表など)
	計画策定の趣旨、位置付け、 <u>計画期間</u> (P. 6、7)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定の趣旨を記述 ○計画の位置付けを記述 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 ・北海道環境基本計画の個別計画 ○<u>計画期間の設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国の気候変動適応計画に準じて「概ね5年」と設定</u>
【第4章】 気候変動による影響	本道において予測される影響等 (P. 20~P. 23)	<ul style="list-style-type: none"> ○OH30.2に国が取りまとめた「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018」を基に、予測される影響等を追加 ○計画に記載している事項以外にも地球温暖化が影響している可能性のある現象（例：オホーツク海全域の海水域面積の減少）があるが、現状では、その現象に係る評価を行うための科学的知見が不足していることから、今回は国の評価を基に取りまとめることとする（そのような現象については、今後、科学的知見を収集する中で評価手法等を検討）。
【第7章】 適応の推進方策	取組の推進に関する基本方向 (P. 34~P. 38)	<ul style="list-style-type: none"> ○重点的に取り組む分野の「主な施策」に関連するSDGsの目標を追加 ○<u>「適応」に関する情報の収集や提供、技術的助言等を行う「地域気候変動適応センター」の確保等について記述</u>
	<u>各主体の役割</u> (P. 39、40)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>道、事業者、道民、市町村の役割について記述</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>道</u>：<u>計画策定や地域気候変動適応センターの確保</u> <u>関係者と連携・協働した取組の推進</u> <u>取組促進に向けた普及啓発の実施</u> など ・<u>事業者</u>：<u>「気候リスク管理」の取組の推進</u> <u>「適応ビジネス」の展開</u> など ・<u>道民</u>：<u>「適応」への理解と関心を深め、自ら実践</u> ・<u>市町村</u>：<u>区域内の「適応」の取組の推進</u>
	<u>計画の進捗管理</u> (P. 40)	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>評価手法に関する国の検討結果を踏まえ、本計画における手法を検討</u> ○<u>当面は、関連施策について定期的に進捗状況を把握</u>

※1 太線箇所：適応方針に今回追加した項目（内容）

※2 「項目」欄に記載のページ番号は、資料1-3のページを指す。